

2015年10月14日

各位

会社名 マックスバリュ東北株式会社
代表者名 代表取締役社長 内田和明
(コード番号 2655 東証第2部)
問合せ先 取締役経営企画本部長
山内紀幸
(電話 018-847-2792)

イオンリテール株式会社との会社分割（簡易吸収分割）に関する 吸収分割契約締結のお知らせ

当社とイオンリテール株式会社（以下、「イオンリテール」といいます。）は、本日開催の両社取締役会において、当社の新潟県内におけるスーパーマーケット事業（以下、「対象事業」といいます。）を会社分割（以下、「本分割」といいます。）の方法によりイオンリテールに承継することを決議するとともに、本日、吸収分割契約（以下、「本分割契約」といいます。）を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本分割の目的

当社は、2013年6月に株式会社パワーズフジミより新潟県内のスーパーマーケット7店舗を譲り受け、新潟県におけるスーパーマーケット事業を本格的にスタートいたしました。

当社はイオングループに所属しており、対象事業を譲り受けた後、イオンブランドである「トップバリュ」や物流機能など、イオングループのインフラを最大限に活用し、地域の皆さまの日々の暮らしに貢献して参りました。しかしながら、新潟県における人口減少や、競合店の出店、当社の出店計画の遅れや遠隔地であることによる環境変化への対応の遅れなどにより対象事業の収益は当初の予定より低調に推移している状況です。

このような状況のなか、当社と当社の親会社であるイオン株式会社（以下、「イオン」といいます。）及びイオンリテールにおいて対象事業の経営の効率化及び体制の再構築について慎重に検討を重ねたところ、当社の行っている新潟県内におけるスーパーマーケット事業をイオンリテールに吸収分割の方法で承継させることが、当社にとっては東北エリアに特化し事業基盤の強化に徹底できること、イオンリテールにとっては、条例により3,000㎡以上の店舗の開設が難しい新潟において今回の対象店舗のような規模の店舗を展開することが可能となるなどの理由により、対象事業をイオンリテールに承継させ新潟県内における地域戦略を一体となって推進していくことが、両社及びイオングループにとって最善の策であるという結論に至りました。

2. 本分割の要旨

(1) 本分割の日程

本分割契約の締結に係る取締役会決議日	2015年10月14日
本分割契約の締結日	2015年10月14日
本分割の効力発生日	2016年3月1日(予定)

当社は、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易吸収分割の手続きにより、株主総会による承認の手続きを経ずに本分割を行う予定です。

イオンリテールについては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易吸収分割の手続きにより、株主総会による承認の手続きを経ずに本分割を行う予定です。

(2) 本分割の方式

当社を分割会社とし、イオンリテールを分割承継会社とする吸収分割です。

(3) 本分割に係る割当ての内容

本分割に際し、イオンリテールより当社に対して交付される対価は、現金 90 百万円です。

(4) 本分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

該当事項はありません。

(5) 本分割により増減する資本金

該当事項はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

① イオンリテールは、以下の当社の店舗（以下、「本対象店舗」といいます。）の事業に関する資産、負債、契約その他の権利義務の重要な部分（但し、本分割契約において承継しないと定めたものを除く。）を承継致します。

② 当社からイオンリテールに承継する債務その他の義務は、重畳的債務引受の方法によります。

	本対象店舗
(1)	マックスバリュ藤見町店
(2)	マックスバリュ上木戸店
(3)	マックスバリュ笹口店
(4)	マックスバリュ山二ツ店
(5)	マックスバリュ亀田店
(6)	マックスバリュ村上肴町店
(7)	マックスバリュ荒川アコス店

(7) 債務履行の見込み

本分割において、当社及びイオンリテールが負担すべき債務については、履行の見込みに問題は無いと判断しております。

3. 本分割に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

上記 1. 「本分割の目的」に記載のとおり、当社とイオン及びイオンリテールにおいて対象事業の経営の効率化及び体制の再構築について慎重に検討を重ねたところ、同じ新潟県内に 16 店舗を構えるイオンリテールに対象事業を吸収分割の方法で承継させ、新潟県内における地域戦略を一体となって推進していくことが、両社及びイオングループにとって最善の策であるという結論に至りました。

これを受けて、当社は、下記 (4) 「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本分割の対価の公正性及其他本分割の公正性を担保するため、当社の第三者算定機関として山田 F A S 株式会社（以下、「山田 F A S」といいます。）を、法務アドバイザーとして弁護士法人淀屋橋・山上合同をそれぞれ選定し、本格的な検討を開始しました。

当社は、下記 (4) 「公正性を担保するための措置」及び (5) 「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である山田 F A S から 2015 年 10 月 8 日付で受領した算定書、法務アドバイザーである弁護士法人淀屋橋・山上合同からの助言並びにイオンリテール及びイオンと利害関係を有しない当社の社外取締役であり株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）に独立役員として届け出ている野口敏郎氏から 2015 年 10 月 9 日付で受領した本分割の目的、当社の企業価値向上、交渉過程の手続き、本分割の分割対価の公正性等の観点から総合的に判断して、本分割に関する当社の決定が当社の少数株主にとっ

て不利益でないと判断される旨の意見書を踏まえ慎重に協議・検討した結果、対価として現金の交付を受けることとして、上記2（3）「本分割に係る割当ての内容」が、下記(2)②に記載の通り、山田F A Sの算定結果の範囲内であることから、当該交付される対価及びその他の条件により本分割を行うことが妥当であると判断し、本日、本分割を行うことを決定し、両社間で本分割契約を締結しました。

(2)算定に関する事項

① 算定機関の名称及び上場会社との関係

当社は、当社及びイオンリテールから独立した第三者算定機関である山田F A Sを選定し、2015年10月8日付で算定書を取得しました。なお、山田F A Sは、当社及びイオンリテールの関連当事者には該当せず、当社及びイオンリテールとの間で本分割に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の経緯

山田F A Sは、対象事業については、将来の事業活動の状況を評価に反映するために、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を用いて算定を行いました。

上記方式において算定された対象事業の対価の範囲は、以下のとおりです。

採用手法	算定結果
DCF法	84百万円～93百万円

DCF法では、当社から入手した対象事業の今後の事業計画をもとに、2015年9月末日を基準日として、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を踏まえて試算した将来の財務予測に基づき、対象事業が2017年2月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、対象事業の事業価値を分析しているとのことです。なお、割引率には7.11%～7.85%を採用し、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0%を採用しているとのことです。なお、DCF法において採用した対象事業の事業計画においては、対象店舗への売場づくりや品揃えの変更などの活性化投資による営業収入の増加を每期見込んでおり、2021年2月期においては営業利益の黒字化を見込んでおります。また、当該事業計画には、本分割による影響は考慮されておられません。

DCF法の算定の前提とした対象事業の財務予測の具体的な数値は以下のとおりとのことです。

対象事業

(単位：百万円)

	2017年 2月期	2018年 2月期	2019年 2月期	2020年 2月期	2021年 2月期
営業収入	4,330	4,420	4,510	4,590	4,665
営業利益	△135	△78	△39	△14	11
E B I T D A	△108	△54	△14	11	36
フリー・キャッ シュ・フロー	104	△79	△39	△13	10

山田F A Sは、本算定に際して、当社から提供を受けた情報及び市場データ等の一般に公開されている情報、並びに財務、経済及び市場に関する指標等を用いております。また、本算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないことを前提としております。山田F A Sは、算定上採用した各種情報及び資料が正確かつ完全なものであること並びにこれらに含まれる対象事業の将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の

予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、当該情報及び資料の正確性、妥当性、実現可能性等について独自の調査・検討等を行っておりません。

(3) 上場廃止になる見込み及びその理由

本分割により当社が上場廃止になる見込みはございません。

(4) 公正性を担保するための措置

本分割は、支配株主等との取引に該当することから、当社は、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置をとりました。

① 算定書の取得

当社は、本分割の公正性を担保するため、当社及びイオン並びにイオンリテールから独立した第三者算定機関である山田FASを選定し、2015年10月8日付で、本分割に係る算定書を取得しました。当該算定書の概要は、上記(2)をご参照ください。なお当社は、上記第三者算定機関より、上記2(3)「本分割に係る割当ての内容」記載の対価が当社の株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書(いわゆるフェアネス・オピニオン)は取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

当社は、本分割に関する法務アドバイザーとして、弁護士法人淀屋橋・山上合同を選任し、弁護士法人淀屋橋・山上合同から、本分割に関する当社の意思決定方法に関する法的助言を受けております。なお、弁護士法人淀屋橋・山上合同は、当社及びイオン並びにイオンリテールとの間で本分割に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(5) 利益相反を回避するための措置

本分割は、イオングループ内の事業承継であり、利益相反構造が存在することから、当社は、本分割に関し、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

① 当社における利害関係を有しない第三者からの意見の取得

当社取締役会は、本分割の利益相反を回避するにあたり、イオンリテール及びイオンと利害関係を有しない当社の社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている野口敏郎氏に対し、東京証券取引所の定める規則に基づき、本分割に関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益なものであるか否かに関する検討を依頼しました。

同氏は、山田FASが作成した算定書その他の本分割に関連する各種資料及び関係者からの説明聴取の内容を踏まえ本分割に関して慎重に検討した結果、(i)本分割には当社の企業価値向上に資する点があると認められ、本分割の目的は正当であること、(ii)本分割の対価、その他の条件については、公正が確保されていると認められること (iii)本分割において、公正な手続きを通じた株主の利益への十分な配慮がされていると認められることから、本分割に関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益でないと判断される旨の意見書を2015年10月9日付で当社取締役会に提出しています。

② 利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認

取締役である浦野浩治郎氏はイオンの子会社である株式会社ダイエーの取締役執行役員を兼務しており、また、監査役である後藤鉄朗氏はイオンの子会社であるマックスバリュ北海道株式会社の監査役を、山崎猛氏はイオンの子会社であるマックスバリュ中部株式会社の監査役を、出口穰二氏はイオンリテールの従業員をそれぞれ兼務しており、潜在的な利益相反を回避し、意思決定過程の公正性を保つ観点から、上記取締役会における審議及び決議には参加しておりません。

本分割の承認にかかる当社取締役会は、上記の観点から審議及び決議に参加していない取締役及び監査役を除くすべての取締役及び監査役が出席し、本分割の諸条件について慎重に審議した結果、それぞれ出席した取締役全員の一致で上記決議を行っており、また、それぞれ出席した監査役のいずれも異議がない旨の意見を述べております。

4. 本分割の当事会社の概要(2015年2月28日現在)

	吸収分割承継会社	吸収分割会社
(1) 名称	イオンリテール株式会社	マックスバリュ東北株式会社
(2) 所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 岡崎 双一	代表取締役社長 内田 和明
(4) 事業内容	総合小売業	食品スーパーマーケット事業
(5) 資本金	489億70百万円	36億85百万円
(6) 設立年月日	2008年8月21日	1972年12月8日
(7) 発行済株式数	100,000株	普通株式 13,120,000株 A種種類株式 450株
(8) 決算期	2月末日	2月末日
(9) 従業員数	82,543名	665名 (他にパートタイマー換算人数 4,917名)
(10) 主要取引先	三菱食品(株) 加藤産業(株) (株)イオンフードサプライ	イオン商品調達(株) 三菱食品(株) (株)イオンフードサプライ
(11) 主要取引銀行	(株)みずほ銀行 (株)三菱東京UFJ銀行 (株)三井住友銀行	(株)きらやか銀行 (株)みずほ銀行 (株)秋田銀行
(12) 大株主及び持株比率	イオン(株) 100.0%	イオン(株) 70.08% MV東北共栄会 2.39% マックスバリュ東北従業員持株会 2.29% マックスバリュ西日本(株) 0.82% 岡田卓也 0.32% 三菱食品(株) 0.30% (株)松紀 0.29% 損害保険ジャパン日本興亜(株) 0.27% 東京海上日動火災保険(株) 0.27% (株)北都銀行 0.22% (株)大商金山牧場 0.22%
(13) 当事会社間の関係		
	資本関係	該当する事項はありません。
	人的関係	当社監査役がイオンリテールの従業員を兼務しております。
	取引関係	当社はイオンリテールとの間で商品の仕入取引があります。
	関連当事者への該当状況	当社とイオンリテールは、同一の親会社(イオン)を持つため、関連当事者に該当致します。
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態	(単位:百万円。特記しているものを除く。)	

決算期	イオンリテール(株) (連結)			マックスバリュ東北(株) (個別)		
	2013年 2月期	2014年 2月期	2015年 2月期	2013年 2月期	2014年 2月期	2015年 2月期
純資産	347,076	351,244	311,008	4,009	3,469	2,618
総資産	1,234,647	1,150,205	1,161,090	23,695	23,823	25,162
1株当たり純資産(円)	3,470,768	3,512,446	3,110,087	△41.82	△87.76	△145.12
営業収益	2,153,608	2,140,110	2,117,231	95,548	98,918	110,968
営業利益	34,541	27,511	2,518	869	436	245
経常利益	40,017	29,609	2,715	976	500	231
当期純利益	10,415	12,139	△5,193	662	△568	△973
1株当たり当期純利益(円)	104,151	121,396	△51,931	35.04	△32.30	△53.51
1株当たり配当金(円)	—	—	—	0.0	0.0	0.0

(注)イオンリテールの1株当たり配当金につきましては、非上場につき開示しておりません。

5. 承継する事業部門の内容

(1) 承継する部門の事業内容

新潟県内におけるスーパーマーケット事業

(2) 承継する部門の経営成績 (2015年2月期)

売上高 4,238百万円

営業利益 ▲350百万円

(3) 承継する資産、負債の項目及び帳簿価格 (2016年2月29日見込)

流動資産	0百万円	流動負債	0百万円
固定資産	101百万円	固定負債	11百万円
資産合計	101百万円	負債合計	11百万円

6. 本分割後の状況

[吸収分割会社の概要]

		吸収分割会社
(1) 名 称		マックスバリュ東北株式会社
(2) 所 在 地		秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
(3) 代表者の役職・氏名		代表取締役社長 内田 和明
(4) 事 業 内 容		食品スーパーマーケット事業
(5) 資 本 金		36億86百万円
(6) 決 算 期		2月末日
(7) 純 資 産		現時点では確定しておりません。
(8) 総 資 産		現時点では確定しておりません。

[吸収分割承継会社の概要]

		吸収分割承継会社
(1) 名 称		イオンリテール株式会社
(2) 所 在 地		千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
(3) 代表者の役職・氏名		代表取締役社長 岡崎 双一
(4) 事 業 内 容		総合小売業
(5) 資 本 金		489億70百万円
(6) 決 算 期		2月末日

(7) 純 資 産	現時点では確定していません。
(8) 総 資 産	現時点では確定していません。

7. 会計処理の概要

本分割は、共通支配下の取引に該当いたします。

8. 今後の見通し

本分割により計上する特別利益及び特別損失の内容は、以下のとおりです。

(1) 特別利益 対象事業に関する資産除去債務取崩益…48 百万円

(2) 特別損失 対象事業に関する減損損失…187 百万円

今後の見通しについては、本分割によって計上する特別利益及び特別損失の影響を勘案した上で、当社の業績は概ね 2015 年 9 月 24 日公表の計画に沿って推移しているため、業績予想の修正はありません。

9. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本分割は、当社にとって支配株主との取引等に該当します。当社が、2015 年 5 月 29 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社の親会社であるイオン株式会社及び同社グループ各社との取引に関しては、同社グループの総合力強化を意識しながら、当社の事業活動に必要な財・サービスなどの取引が同社グループ内において可能な場合は、一般の市場取引と同様に交渉のうえ決定しております。同社及び同社グループ内の各社と取引を行う際には、当社の企業価値向上、当社株主全体の利益の最大化をはかるべく決定することとしております。」と記載しています。

当社は、上記 3. (4) 及び (5) に記載のとおり、本分割について、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、分割対価を決定し、本分割を行う予定です。したがって、本分割は上記の当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針」に適合していると考えています。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記 (1) 「支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本分割は、当社にとって支配株主との取引等に該当することから、当社は、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、当社は取締役会において、本分割に関する諸条件について慎重に協議、検討し、さらに上記 3. (4) 及び (5) に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避した上で判断しています。

(4) 及び (5) に記載の措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避した上で判断しています。

(3) 当該取引等が少数株主によって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、上記 3. (5) に記載のとおり、本分割を検討するにあたり、イオン及びイオンリテールと利害関係を有しない当社の社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている野口敏郎氏に対し、東京証券取引所の定める規則に基づき、(1) 本分割の目的の正当性、(2) 本分割における交渉過程の手続きの公正性、(3) 本分割の対価、その他の条件について公正性の観点から、(4) 本分割が当社の少数株主にとって不利益であるか否かについて検討を依頼しました。

その結果、当社は、野口敏郎氏より、(i) 当社にとって、営業黒字化の見通しが立たない対象事業を本吸収分割により分割することは、当社全体の損益に寄与するものでありさらなる減損損失発生リスクも回避できることから当社の企業価値向上に資する点があると認められ、本分割の目的は正当であること、(ii) 本分割の対価、その他の条件等の設定については、当社及

びイオンリテールから独立した第三者算定機関から事業価値算定書を取得しその範囲内で決定しており、公正性が確保されていると認められること、(iii)本分割において、公平性を担保する措置及び利益相反を回避するための措置を取っていることに加え、イオン及びイオンリテールから当社に対する不当な影響力の行使を窺わせる事実は認められないことから、公正な手続きを通じた株主の利益への十分な配慮がされていると認められ、本分割に関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益でないと判断される旨の意見書を2015年10月9日付で入手しております。

以上

(参考) 当期業績予想及び前期実績

マックスバリュ東北(2015年9月24日公表分)

(単位：百万円)

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 (2016年2月期)	113,000	1,000	950	600
前期実績 (2015年2月期)	110,968	245	231	△973